入札説明書

１　入札執行者　　公立大学法人　福井県立大学　理事長　林　雅則

２　入札に付する事項

契約名　　**平成２９年度永平寺キャンパス学生定期健康診断および肝炎・４種抗体価検査業務委託**

契約内容　　入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による

契約期間　　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日まで

３　入札方法　　一般競争入札による。

４　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、公立大学法人福井県立大学契約事務取扱細則第４条に基づき一般競争参加者の資格を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する者でないこと。

（２）入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成１１年法律第２２５号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

（４）過去３年間において、同種同規模程度の業務を履行した実績のある者であること。

（５）福井県内に本社、支社又は営業所等を有する者であること。

５　資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）に、必要な書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県立大学の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

（１）申請書等の提出期限

平成２９年３月８日（水）１７時

（２）申請書の提出方法

持参、または郵送すること。

（３）提出先

〒９１０－１１９５

福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１

公立大学法人福井県立大学　経営企画部財務管理課

電　話　０７７６－６１－６０００

ＦＡＸ　０７７６－６１－６０１１

（４）入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格の確認の結果は、書面により通知する。

（５）入札参加資格確認の結果に対する質問書の提出方法等

ア　提出方法

入札参加資格確認の結果、入札に参加が認められなかった者はその結果に対する質問書を持参または郵送により提出することにより、その理由について説明を求めることができる。

イ　提出期限

平成２９年３月１０日（金）１２時

ウ　提出場所

５（３）と同様とする。

6　入札の日時および場所等

（１）日　時　　**平成２９年３月１４日（火）１０時３０分**

場　所　　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１

公立大学法人福井県立大学　附属図書館棟１階会議室

（２）入札書の提出方法

入札書は、入札の日時に入札の場所へ持参して提出すること。

なお、郵送、電報または電送による入札は認めない。

7　入札説明書等に関する質問の提出期限および場所

（１）提出期限

平成２９年３月８日（水）１２時

（２）提出方法等

質問がある場合は、質問書（様式１）に質問内容を記載し、事前に電話連絡のうえ、ＦＡＸまたはＥ-ｍａｉｌ（以下「ＦＡＸ等」という。）で提出すること。

（３）提出先

〒９１０－１１９５　福井県吉田郡永平寺町松岡兼定島４－１－１

公立大学法人福井県立大学　経営企画部財務管理課

ＴＥＬ　０７７６－６１－６０００

ＦＡＸ　０７７６－６１－６０１１

Ｅ-mail : j-tshirasaki@fpu.ac.jp

（Ｅ-mail の場合は、タイトルを「**永平寺キャンパス学生定期健康診断等業務委託**」とする。

（４）本学は、質問に対する回答を書面により速やかに質問者に行う。

（５）入札説明書等に係らない事項についての質問は、平成２９年３月１３日（月）１２時までとし、電話によるものも認める。

8　入札の方法等

（１）入札参加者は、入札説明書等を熟読し、入札心得を遵守の上、入札に参加しなければならない。この場合において、入札説明書等に質問があるときは、回答を求めることができる。ただし、入札後は、これらの不明の点を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）入札書に記載する金額は、各検査項目等毎の単価を記載し、かつ各検査項目等毎の予定者数を乗じて得た金額を総計した額を記載すること。

落札決定に当たっては入札書に記載された金額（単価）に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（加算後の金額に１円未満の端数金額があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金 額（単価）の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３）入札参加者は、次に掲げる事項を記載した入札書（様式３）を持参により、入札公告に示した日時に提出しなければならない。

ア　上記（２）の入札金額

イ　入札に付する事項

ウ　入札者本人の住所（法人の場合は、その所在地）、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の職氏名）および押印（法人の場合は、代表者印および社印）

（４）代理人が入札しようとするときは、入札書と併せて入札参加者の委任状を提出すること。

（５）入札参加者または入札代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

（6）入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引き換え、または入札の取り消しをすることはできない。
（7）開札は、入札参加者または入札代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者または入札代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

9　入札保証金に関する事項
（1）　入札参加者が、次に該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。
ア　入札参加者が保険会社との間に公立大学法人福井県立大学（以下「本学」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
上記保険証券は、平成２９年３月１３日（月）１２時までに、福井県立大学財務管理課に提出すること。
イ　公立大学法人福井県立大学契約事務細則第４条に基づき一般競争入札参加の資格を有する者について、その者が契約を締結しないこととなる恐れがないと認められるとき。
（2）　入札保証金を納付する場合
前号の入札保証金の納付を免除する場合に該当しない者は、見積金額の１００分の５以上の入札保証金を、平成２９年３月１４日（火）９時３０分までに、福井県立大学財務管理課担当者に納めなければならない。
なお、落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後速やかに還付する。
（3）　入札保証金を納付する場合に納付に代えて提供できる担保
①　国債、地方債
②　鉄道債券、首都高速道路債券、公営企業債券、道路債券、北海道東北開発債券、電源開発株式会社債券、阪神高速道路債券
③　銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫ならびに信用協同組合、農業協同組合、水産協同組合、塩業組合、その他貯金の受入れを行う組合が振り出しまたは支払保証をした小切手
④　日本銀行担保、適格社債（公募社債）（例　鉄道債、電力債等の事業債）

なお、以上に掲げた担保の価値は、国債および地方債については額面金額、小切手については小切手額、その他のものについては市場価格（入札日前１週間程度における価格とし、その判定は、東京株式の取引価格とする。）の８割に相当する金額とする。

１０　契約保証金に関する事項
契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付が免除される。
（1）契約者が、保険会社との間に本学を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し、当該「保険証券」を提供したとき。
（2）過去２年間に本学、国、地方公共団体等（法人を含む）と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

１１　入札の無効
次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。
（1）入札公告に示した入札に参加する資格がない者または資格をなくした者のした入札
（2）委任状を提出しない代理人がした入札
（3）前記８（3）に掲げる事項の記載がない入札書を提出した入札
（4）金額を訂正した入札書を提出した入札
（5）誤字・脱字・脱漏・汚染・塗抹等により意思表示が不明確な入札書を提出した入札

（６）不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信または連合と認められる入札
（７）同一の入札について、二通以上の入札書を提出した入札
（８）二人以上の代理をした者の入札
（９）入札保証金を要するものについて、所定の入札保証金を納付しない者のした入札
（１０）入札の際、不正の行為をした者の入札

１２　再度の入札

予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて２回を限度とする。

なお、再度の入札執行は、前回の開札終了後１０分以内において行うものとする。

１３　落札者の決定に関する事項

（１）有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）がそれぞれの予定価格（単価）の範囲である入札をした者で入札書記載の入札総額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
（２）前号の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
（３）前号の場合において、くじを引かない者または立ち会わない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。

１４　契約書作成の要否および契約条項

（１）契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
（２）契約条項は、別紙契約書（案）のとおりとする。

１５　その他

当該競争入札の落札者の決定の効果は平成２９年度予算発効時において生ずる。